

中国個人所得税の改正

July 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

中国個人所得税の改正

2018 年 6 月 19 日個人所得税法修正草案が 13 回全国人民代表大会常務委員会第三次会議にて審議にかけられました。これは 1980 年以降第 7 回目となる修正であるとともに、初めての根本的な改正となる予定です。ここでは、労働性所得に対する総合所得課税方式の採用、社会構造にそくした税率の調整、総合所得に対する基礎控除の調整及び特別控除項目の追加、移転価格税制条項の追加がなされているといわれています。

今回は、これらの調整がこれまで中国の個人所得税制の特徴といわれてきた①源泉徴収方式と自己申告方式、②分類課税方式、③超過累進税率及び比例税率方式、④月次課税方式と年度課税方式といった事項に与える影響を見ることにより、大きな観点から改正の方向性を捉えたいと思います。

今回の改正がこれまでの中国個人所得税の特徴に与える影響

①源泉徴収方式と自己申告方式

中国個人所得税においては、所得の受領者のために支払側が源泉徴収を行い申告納税する場合と個人が自ら申告する場合とがあります。また、日本における住民税の均等割り課税のような賦課課税方式は採用されていませんでした。

今回の改正においても、基本的にはその路線に変更ありません。但し、納税者のための源泉徴収義務者による確定申告納税（汇算清缴）が加えられるものと予想されており、一層源泉徴収により完結する納税制度が志向されていくものと考えられます。従って、さらなる課税の効率化の観点から、将来的には源泉徴収納税と賦課課税方式を組み合わせることも可能性としては考えられるものといえるでしょう。

②分類課税方式

中国個人所得税においては、賃金・給与所得、個人商工業者所得、請負経営所得、労務報酬所得、原稿料所得、使用料所得、利息・配当所得、賃貸料所得、財産譲渡所得、一時所得、その他の所得の計 11 項目の所得分類があり、それぞれ独立して課税所得額が計算され、それぞれに定められた適用税率を使用することにより、別個に課税額が計算されます。つまり、全ての税目について分離課税が行われています。

今回の改正により、賃金・給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、使用料所得が総合所得として、個人商工業者所得、請負経営所得が経営所得としてそれぞれ統合され、全体の所得項目としては 7 項目にまとめられたといえます。

従来は、たとえ個人としての収入総額又は課税所得総額が同一であったとしても、その納税額は大きく異なることも一般的であったものが、今回の改正により、収入総額と納税額の間の関連性がより強くなったものといえ、いわゆる課税の公平性の観点からは望ましいものと考えられるでしょう。

これについては、今後もさらなる項目統合が予想されるものといえ、これによりさらなる総合所得課税が形成れていくものと考えられます。しかしながら、一方で、賃貸料収入等との統合においては、現状の税負担が急激に上昇する可能性もあり、その影響が広範囲に及ぶとも考えられることから、その調整には一定の期間を要するものとも考えられます。

また、中国個人所得税においては、居住者と非居住者との間で納税義務範囲の相違がある以外には、所得分類及び税額の計算法について相違は設けられていませんでしたが、上述の総合所得については居住者についてのみ適用されるものといえ、非居住者については実質的にほぼ従来のままの分離課税が採用されるものとされることから、居住者と非居住者との間でその適用に差異が生じることとなるといえるでしょう。

③超過累進税率及び比例税率方式

中国個人所得税においては、上述の所得項目ごとに計算された課税所得に対して、一定の税率を適用することにより税額が計算されることになっています。

ここでは、賃金・給与所得（5～45%）及び個人商工業者所得、請負経営所得（5～35%）、労務報酬所得（20～40%）について、超過累進税率方式が採用されています。また、そのほかの項目については基本的に一律 20%の税率（原稿料所得については 17%）が採用されています。

今回の改正においても、基本路線には変更がありません。また、総合所得及び経営所得として統合された所得項目についてそれぞれ 3%～45%、5～35%として超過累進税率が採用されることになっています。また、そのほかの項目については同様の 20%の税率が採用されます。



今後も税率については、大きな調整がなされる可能性は小さいものと考えられ、むしろ、費用控除項目の修正により政策的な調整がなされるものと予想されるでしょう。

④月次課税方式と年度課税方式

中国における個人所得税は、原則として、月間の課税標準を基礎として計算されます。ここでは、年間の滞在期間等を計算する場合などを除き、年間の概念が用いられることはなく、日本の個人所得税におけるような確定申告、年末調整のようなものは基本的にありません。

今回の改正により、総合所得については年間の課税標準を基礎として税額が計算されるものとなりました。しかしながら、一方で、源泉徴収納税自体は月次で実施されることから、月次段階では予納として納税することとなり、年度終了後の確定申告により、最終的な追加納付または還付を行うものとされています。

このことにより、日本の年末調整のような源泉徴収義務者による確定申告のような制度が設けられるものと予想され、また、非居住者については確定申告による税額還付は認められないものと予想されています。

さらに、従来、賞与等の支給月については、月次の給与に賞与額を足した総額が課税標準となるため、税額が極端に増加し、大きな税負担を強いられることから、特別の計算方法が認められていましたが、今後は年度計算になることから、賞与にかかわる税額の計算方法についても大きな変化があることが予想され、状況によっては大幅な税負担の増加を強いられる可能性も考えられるといえるでしょう。

また、国外源泉所得については年度を納税期間として申告するものの、その税額計算は原則である月度計算により行われることになっていますが、これについても今回の改正により総合所得については年度としての計算を行うこととなるといえるでしょう。一方で、総合所得と経営所得以外の所得については、変わらずに月次または都度毎の計算を行うものとなるといえるでしょう。

これらの中国個人所得税制の特徴に直接的な影響を与えるもの以外にも、居住者の定義の修正や従来の年度自己申告に与える影響等があり、まさに、今回の改正は根本的な改正といえるでしょう。

以上のように、今回予想される中国個人所得税改正は、制定後 25 年を経て、現状とかけ離れた制度を修正するといった側面と今後の個人所得税制をより完全なものとしていく基礎とするといった側面の両方を有するものといえるでしょう。

とりわけ増値税の税率の低減及び輸出還付の増加により増値税等間接税の税収全体の割合を低減することを目指している中国においては、直接税の比率上昇の多くを個人所得税により賄うことは必須であると予想され、個人所得税の今後の改正についてはますます注目していく必要があるといえます。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhsa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhsa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn